

下関市における空家等の対策に関する協定書

ラシ配布、ポスター掲示等を行う業務

(4) 乙が所有者等に対する説明会等を開催した場合に、空家等の相談を受ける者を選任し、派遣する業務

2 乙は、本事業の実施状況について、必要に応じて甲に報告を求めることができるものとする。

3 甲は、前項の規定により、乙から本事業の実施状況について報告を求められたときは、実施状況を確認して報告を求めるものとする。

(情報の保護)

第6条 甲及び乙は、本事業を実施するに当たり、所有者等及び相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に所有者等若しくは相手方の承諾を得た場合又は法令(条例を含む。)により開示を求められた場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いいずれもが特段の意思表示を行わないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議等)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 この協定の変更が必要な場合は、甲及び乙が協議の上、協定の変更を行うことができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月28日
甲 ○○

乙 下関市
中尾 友昭

○○
(以下「甲」という。)と下関市(以下「乙」という。)とは、下関市における空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携、協力し、下関市内の空家等の対策を進めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

(事業内容)

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を、相互に連携し、及び協力して実施する。

(1) 空家等の住宅市場への流通促進事業

(2) 所有者等からの空家等の売買等、管理又は有効利用に関する相談事業

(3) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する啓発事業

(乙が行う業務)

第4条 乙は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 所有者等に甲が定める相談窓口(以下単に「相談窓口」という。)を紹介する業務

(2) 所有者等の承諾を得て、所有者等の連絡先を相談窓口に提供する業務

(3) 乙のホームページ等における相談窓口の紹介等、所有者等に空家等の適切な管理に関する情報提供を行う業務

(甲が行う業務)

第5条 甲は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 所有者等に対して、空家等の状況、立地等に応じた、売買、賃貸、管理又は有効利用に関する情報を提供する業務

(2) 所有者等の承諾を得て、空家等の媒介又は管理を行う業務

(3) 所有者等に対する情報提供のため、甲の会員事業所等において、啓発チ